

第 1 回 新たな公益法人制度への移行準備に関する研究会

- 議事概要 -

1 . 日時：平成 19 年 1 月 19 日（金） 13:00～15:00

2 . 場所：虎ノ門第 10 森ビル 4 階 第 1 会議室

3 . 出席者

（委員）

雨宮 孝子（明治学院大学大学院法務職研究科教授）
上村 武志（読売新聞東京本社論説副委員長）
熊谷 一雄（日立製作所特命顧問）
佐竹 正幸（日本公認会計士協会常務理事）
田中 清（日本経済団体連合会常務理事）
田中 弥生（独立行政法人大学評価・学位授与機構助教授）
能見 善久（東京大学大学院法学政治学研究科教授）
福永 正通（東京地下鉄株式会社代表取締役副社長）
水野 忠恒（一橋大学大学院法学研究科教授）

（五十音順）

（オブザーバー）

駒形管理室長、鹿沼公益法人行政推進室長（以上、総務省大臣官房管理室）
野口民事局局付（以上、法務省）

（事務局）

福井室長、戸塚次長、原山審議官、佐伯参事官、清水企画官、梅澤企画官
（以上、内閣官房行政改革推進室）

4 . 議事次第

- (1) 室長挨拶
- (2) 委員紹介
- (3) 会議の運営について
- (4) 公益法人制度改革の概要及び今後のスケジュールについて
- (5) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行令・規則の案について
- (6) 公益法人制度における具体的検討課題について
 - 公益認定の基準関係（公益法人の組織、事業運営）
 - 公益認定等委員会の事務のあり方
- (7) 自由討議

5．議事概要

(1) 室長挨拶

福井内閣官房行政改革推進室長から挨拶がなされた。

(2) 委員紹介

事務局から各委員の紹介をした後、委員の互選により能見委員が座長に選任された。

(3) 会議の運営について

事務局から資料2に基づいて説明し、能見座長が、座長に事故があるときに座長の職務を代行する者として水野委員を指名した。

(4) 公益法人制度改革の概要及び今後のスケジュールについて

事務局から、資料3、資料4に基づいて説明した。

(5) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行令・規則の案について

法務省から、資料5に基づいて説明した。委員の主な発言は次のとおり。

- 公益法人の基礎となる仕組みになるので、民間の公益活動を推進するという制度全体の趣旨に沿って、必要最小限度のものを決めていくことが相当。
- 公益法人認定法についても同様だが、一般社団・財団法人法の政令・省令についても、説明会の開催やパブコメに時間をとるなど関係者への周知徹底に時間を割いて欲しい。
- 会社法施行規則と同様に、理事の説明義務の解除事由を省令で明確にしてほしい。他方、事業報告に外部理事の氏名や理事会への出席状況等の記載を義務付けるべきではない。
- 業務の適正を確保するための体制（内部統制）の構築については、そのためのコストや特定非営利活動法人、学校法人といった広義の公益法人制度とのバランスを考えながら、法人自身が決めていくという枠組みが必要。

(6) 公益法人制度における具体的検討課題について

事務局から、資料6、資料7に基づいて説明した。

(7) 自由討議

以上の説明を受け、自由討議を行った。委員の主な発言は次のとおり。

【○公益認定の基準関係（公益法人の組織、事業運営）】

- 今回の公益法人改革は規制改革の一環であると考えれば、民間活力を増進することが大きな目的であると考えられる。今後、詳細な制度設計

をしていくなかでも、絶えずこのことを認識しておくべき。ほとんどの法人は真面目に運営しており、全体として厳しく規制してはいけない。柔軟性のある制度とすべき。

- 公益性の認定について、これまでの許可制では主務官庁の裁量だとする最高裁の判例があるが、今後は裁判所の判断が一定程度及ぶのだろう。
- 理事の報酬については、法人の規模、予算により異なり、数値基準を定めるのは困難。アメリカでは、不当に高額な報酬に対しては懲罰的に課税をしている。
- 株式保有については、保有していても議決権を放棄すれば実質的に支配する恐れがないことになるのではないかと。その場合、株式会社の安定株主工作に利用されるおそれがある。また、株式保有率は2分の1でなくとも5分の1でも支配が可能な場合がある。形式及び実質の両面で規制する必要がある。
- また、基本財産として、ある会社の株式の80%の寄附を受けた場合もあるだろう。この場合についても一律に規制するのはどうか。
- 「不特定多数の者の利益」については、大きな基準を設けた上で、法人が行う事業の分野ごとに考えていくべきではないか。
- 「特別の利益を与えない者の範囲」については、法人によっては役員の出張時の法人クレジットカードの利用を認めたり、役員用の住宅ローンを用意したりしている場合などがある。これらが「特別の利益」に当たらないようにして欲しい。
- 複数の都道府県で公益目的事業を展開していても定款でその旨を定めない場合には都道府県所管となりうる。この場合、所管している知事は他の県での事業に対してはどのようなことが出来るのか。国と県で制度の運用が全く同じになるとは限らない可能性があることを考えると重要な問題。都道府県からもよく意見をよく聴取してもらいたい。

【○公益認定等委員会の事務のあり方】

- 部会レベルにおいて公益法人関係者を委員にするかどうかについては、当事者が一番当該分野について詳しい場合もある。
- 公益性の概念は幅が広く、解釈也多義的になる性質のものである。また、民間組織が行なう活動の公益性の判断は最終的には市民が判断することになることを考えれば、公益認定等委員会での審議にも限界がある。議事、委員名の公開については、公益性が認められなかった場合も含め、原則公開とし、運用上の問題がある場合に非公開とすることでどうか。一般の人に知られうる状態にすべき。
- 委員会の公開については、いろいろなケースが想定され、慎重に検討する必要がある。
- 公益認定等委員会の審議の結果、公益性が否定されたことが公になる

と、以後、当該法人が寄附を集めにくくなり、事業活動に支障が出ることはあるかもしれない。

- 議事については、認定等委員会では公開でよい。しかし、その事前審査を行う部会レベルでの議事の公開については、最終的な答申の先取りになる可能性もあるため、難しいかもしれない。

第2回及び第3回の開催予定は次のとおりとされ、閉会した。

第2回 2月23日(金) 14:00～16:00

第3回 3月5日(月) 10:00～12:00

以上